

栄養士法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月一日

広島県知事 横 田 美 香

## 広島県規則第五十号

### 栄養士法施行細則等の一部を改正する規則

(栄養士法施行細則の一部改正)

第一条 栄養士法施行細則（昭和三十四年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍）」に改める。

(調理師法施行細則の一部改正)

第二条 調理師法施行細則（昭和三十四年広島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第三条 製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年広島県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中「本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）」を「本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等）」に改める。

別記様式第五号中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の栄養士法施行細則、調理師法施行細則及び製菓衛生師法施行細則の規定により行われている申請その他の手続については、この規則による改正後の栄養士法施行細則、調理師法施行細則及び製菓衛生師法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。